

フリーブレイズジム利用規約

東北アイスホッケークラブ株式会社（以下「当社」という。）は、フリーブレイズジム（以下「施設」という。）に関して当社が提供するサービス（以下「本サービス」という。）の利用について、以下のとおり利用規約（以下「本規約」という。）を定めます。

第1条

（目的）

当社は、会員（次条第2項で定義されます。ここでは同項で定義された団体利用者も含むものとします。）が施設を構成する各種トレーニングマシン等を利用し、心身の育成、健康維持・増進及び利用者相互の親睦を図ることを本サービスの目的としております。

第2条

（用語の定義）

- 1 本サービスの利用を希望する者を「申込者」といいます。「申込者」には個人の申込者と団体の申込者の二種類があります。
- 2 当社が本サービスの利用を承認した者を「会員」といいます。「会員」には一般個人である「個人会員」と法人その他の団体（個人事業主、スポーツサークル、学校の部活動などを含みます。）である「団体会員」の二種類があります。「団体会員」に所属し、実際に施設を利用する者を「団体利用者」といいます。

第3条

（本規約の適用）

- 1 本規約は会員に適用されます。
- 2 会員は、第4条各項に従って申込を行うことで本規約の各条項に同意したものとみなされ本規約を遵守しなければなりません。なお、団体会員は、団体利用者をして、本規約の第4条第2項、第13条第1項を遵守させ、第12条第1項に該当する行為を行わせないものとします。

第4条

（利用資格）

- 1 第1条の目的に賛同する者は、誰でも本サービスを利用することができます。
- 2 前項にかかわらず、次の各号に定める者は会員（本項においては実際に施設を利用する団体利用者を含みません。）となることができません。
 - 一、医師等から運動を禁止されている等、施設を利用することにより身体や生命を損なうおそれのある者
 - 二、本サービス利用時に飲酒状態にあると推認される者
 - 三、本条第3項各号に定める反社会的勢力等に属する者、同条第4項各号に定める行為を行う者
 - 四、その他当社がふさわしくないと認める者
- 3 会員は、本サービスを利用するにあたり次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力等」という。）ではないことを宣誓し、保証します。団体会員は、団体利用者が反社会的勢力等ではないことを、併せて保証するものとします。
 - 一、暴力団構成員及び準構成員
 - 二、前号でなくなった日から5年を経過しない者
 - 三、暴力団構成員及び準構成員が支配する会社の役員、従業員その他関係者
 - 四、前三号と密接な関係を有する者

4 会員は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。団体会員は、団体利用者をして、次の各号のいずれの行為も行わせないことを、併せて保証するものとします。

一、暴力的な要求行為

二、法的な責任を越えた不当な要求行為

三、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四、風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する行為

第5条

(申込手続等)

1 申込者は、当社が指定する方法にて本サービスの利用を申し込むものとします。申込みの方法は、個人の申込者と団体の申込者で異なります。

2 申込者は、本規約の内容を理解し、同意したうえで申込を行うものとします。また、申込を行う者が未成年者である場合は、当該申込者は、申込前に法定代理人の同意を得るとともに、当社から求めがあったときは同意を得たことを示す資料を速やかに提示するものとします。

3 利用申込がなされた場合、当社が適当と認めた場合に利用の承認をします。また個人会員には会員証を発行します。本項の承認をもって申込者は会員となり、当社との間で本規約を内容とする本サービスの利用契約が成立します。

4 前項の審査の結果、申込者の利用をお断りすることがあります。

5 審査の結果如何に関わらず審査方法、審査過程及び審査の内容は開示いたしません。

6 個人会員になることを希望する未成年者の親権者は、その未成年者が本サービスを利用するにあたって負う一切の債務を、未成年者と連帯して保証しなければなりません。

第6条

(会員証)

1 個人会員は、施設を利用する場合は常に会員証を携帯し、当社から求めがあればこれを呈示しなければなりません。

2 個人会員が会員証の呈示に応じない場合、会員証の呈示がなされるまでの間、施設の利用を禁ずることができます。

3 会員証は個人会員本人のみが利用することができます。個人会員は会員証を第三者に譲渡、質入れ又は貸与することはできず、また、自身のものでない会員証を使用することもできません。

4 個人会員は、会員証について紛失又は盗難の被害にあった場合直ちにその旨を届け出なければなりません。この場合、所定の手数料を支払うことで会員証の再発行を受けることができます。

第7条

(情報の保証と変更)

1 会員は、利用に際して当社に申告し又は提供する情報について、正確であることを保証するものとします。申告提供した情報が不正確であったことにより自身が被る損害について、当社は一切の責任を負わず、また、第三者（実際に施設を利用する団体利用者を含みます。）が損害を被った場合、会員はその損害を賠償する責を負います。

2 会員は、利用に際して申告し又は提供した情報に変更が生じたときは速やかに変更手続を行わなければなりません。

3 当社が会員に対し通知を行う場合、会員が申告した連絡先に通知することで足りるものとします。この場

合、発送した通知は通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第8条

(利用料金)

- 1 会員は、別に定める料金一覧に従い利用料金を支払わなければなりません。
- 2 個人会員は月単位での利用料金支払いとなります。初回は入会時に当社の指定する方法で、2回目以降は月末での翌月分自動引き落としとなります。団体会員は利用日3日前までの支払いとなります。
- 3 個人会員の利用料金は、利用が1ヶ月に満たない月でも日割りはしません。また、一旦支払われた利用料金は、法令の定め又は当社が相当と認める場合を除き、返還されません。

第9条

(退会手続)

- 1 個人会員の退会手続は、退会を希望する月の20日までに行うものとし、その場合当該月の末日をもって退会となります。各月の21日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- 2 個人会員は本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、施設の利用がなくても通常の利用料金が発生します。
- 3 団体会員は都度利用のため退会手続という概念がございません。

第10条

(利用者たる地位の相続・譲渡)

- 1 個人会員の地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。
- 2 団体会員の地位も、他の法個人に譲渡することはできません。

第11条

(個人情報)

当社は、会員の個人情報についてプライバシーポリシー (<https://freeblades.jp/privacy-policy/>) を定めそれにしたがって扱うものとします。

第12条

(禁止事項)

- 1 会員（本項においては実際に施設を利用する団体利用者を含みます。）は、次の各号に定める行為をしてはなりません。
 - 一、施設内において当社の職員の指示に従わない行為。
 - 二、当社の職員や他の利用者などの第三者に迷惑、暴行、威迫、脅迫等をする行為。なお、暴行、威迫、脅迫は、人に対し直接行うもののみならず、物を損壊させることを介して行うものも含む。
 - 三、窃盗、強盗、違法薬物の使用、痴漢、のぞき及び露出等刑罰法規に抵触する行為。
 - 四、施設又は物品を損壊する行為。
 - 五、刃物や爆発物等の危険物を持ち込む行為。
 - 六、大声や奇声をあげる、つばを吐く等の施設内の秩序を乱す行為。施設内での飲酒又は喫煙。
 - 七、施設内における物品販売等の営業行為及び勧誘行為、金銭の貸借、政治活動並びに署名活動。
 - 八、運動をするのに不適切な服装で利用する行為。
 - 九、当社に無断で、施設内を撮影する行為及び当該撮影物を SNS などに公開する行為。
 - 十、その他、当社が不相当と判断する行為。

2 会員（本項においては実際に施設を利用する団体利用者を含みます。）が、前項各号の行為又はその他本規約に違反する行為によって当社に損害を与えた場合、当社は会員に対して、行為の差止め及び被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第 13 条

（免責事項）

1 会員（本項においては実際に施設を利用する団体利用者を含みます。）は、自己の責任において当社の施設等を利用するものとし、次の各号に掲げる事由により会員が受けた損害に対して、当社は、その損害賠償の責を一切負わないものとします。団体会員は、団体利用者に対して、本条の規定をあらかじめ周知徹底するものとします。

- 一、前条第 1 項に規定する禁止行為をした場合
- 二、当社の指定又は指導以外の利用方法で施設を利用した場合
- 三、施設利用者間の喧嘩又は口論等のトラブル
- 四、所有物や貴重品等の毀損・盗難等の被害
- 五、その他当社の責めに帰さない事由

2 前項を含む本規約の他の条項の定めにかかわらず、当社は、当社の故意又は重過失により会員に損害を与えた場合は、その損害（ただし現実かつ直接に発生した通常の損害の範囲とし、特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除きます。）を賠償します。

第 14 条

（休業及び施設の閉鎖）

- 1 当社は、施設に休業日を設定することができます。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部又は一部を閉鎖することがあります。
 - 一、天災地変、気象災害、地震又はその他不可抗力により運営が困難であるとき。
 - 二、前号に定める事象が発生するおそれがあるとき。
 - 三、施設の修繕、整備又は点検を要するとき。
 - 四、増築もしくは改築し、又は施設を改良、改善もしくは改造するとき。
 - 五、判決又は行政庁による処分もしくは行政指導がなされ、それに従うため必要あるとき。
 - 六、その他営業を行うことが困難、営業すべきでない事由が生じる等の前各号に準ずる事態が生じたとき。
- 3 前項第四号又は第五号の場合により施設の全部を閉鎖する場合で、閉鎖の期間が当月内で 2 週間を超える場合、個人会員の当該月の利用料金は免除又は返金されます。なお、閉鎖の期間が 2 週間を超えても、月を跨ぐことで 2 週間を超える場合は、個人会員の利用料金は免除又は返金の対象とはなりません。
- 4 個人会員は、前項の場合を除き、施設の閉鎖が生じたときであっても利用料金を支払う義務を免れません。ただし、当社が特に判断を示したときはその判断によります。
- 5 第 2 項第四号又は第五号の場合により施設の全部を閉鎖する場合で、団体会員が施設を利用できないときは、利用できなかった日数に応じて利用料金は返金されるものとします。
- 6 当社は、第 2 項第三号によって施設の閉鎖を行うときは、その一週間前までにその旨を会員に対し告知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事前に告知することなく施設を閉鎖することがあります。

第 15 条

（規約改定）

- 1 本規約は、必要に応じて随時変更することがあります。
- 2 変更は、施設又は施設のウェブサイトに掲示する方法、その他当社が適切と認める方法で、原則として変

更日の1ヶ月前までに告知します。この場合、告知した変更日をもって規約は変更されます。変更後の規約に同意できない会員は、変更日までに第9条の定めに従って退会してください。

3 前項の定めに関わらず、変更が、本規約の目的に反せず、かつ変更の必要性、相当性を有し、また合理的な変更であるものではないときは、当社は変更について会員の個別の同意を取得します。

4 前2項の定めは、変更が専ら会員の一般の利益に適合する内容であるときは適用しません。ただし、変更内容は施設又は施設のウェブサイトに掲示する方法、その他当社が適切と認める方法で告知しますので、会員は変更内容を確認するものとします。

以下余白